

公立大学法人滋賀県立大学全学教員人事委員会規程

令和 3 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 177 号

(趣旨)

第 1 条 公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 8 条の 2 第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学人事委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員に係る人事計画に関する事項
- (2) 教員の定数管理に関する事項
- (3) 教員の採用・昇任および部局等間における兼務等に関する事項
- (4) その他人事に関する重要事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 副理事長
- (2) 常勤の理事
- (3) 研究院長

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、副理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(開会)

第 5 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

(議決)

第 6 条 委員会の議事は、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、総務課において処理する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。